平成二十年財務省・経済産業省令第一号

中央金庫法施行規則 経済産業省·財務省関係株式会社商工組 合

済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫 基づき、並びに同法及び同令を実施するため、経 法施行規則を次のように定める。 行令(平成十九年政令第三百六十七号)の規定に 第七十四号)及び株式会社商工組合中央金庫法施 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律

合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)組合中央金庫」という。)は、株式会社商工組第一条 株式会社商工組合中央金庫(以下「商工 る取締役会又は株主総会の議事録の写しを添え した申請書に新株を引き受ける者の募集に関す 受けようとするときは、次に掲げる事項を記載 株」という。)を引き受ける者の募集の認可を 第一項に規定するその発行する株式(以下「新 (以下「法」という。) 第四条の規定により会社 (新株を引き受ける者の募集の認可の申請) (平成十七年法律第八十六号) 第百九十九条 主務大臣に提出しなければならない。

- 新株の種類及び数
- いう。) 又はその算定方法 込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額を 新株の払込金額(新株一株と引換えに払い
- は、その旨並びに当該財産の内容及び価額 新株と引換えにする金銭の払込み又は前号 金銭以外の財産を出資の目的とするとき
- 新株を引き受ける者の募集の方法

Ŧi.

の財産の給付の期日又はその期間

増加する資本金及び資本準備金に関する

- 新株を引き受ける者の募集により取得する
- (募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可 新株を引き受ける者の募集の理
- 第二条 商工組合中央金庫は、法第四条の規定に う。) を引き受ける者の募集の認可を受けよう 集新株予約権(以下「募集新株予約権」とい えて、主務大臣に提出しなければならない する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添 書に募集新株予約権を引き受ける者の募集に関 とするときは、次に掲げる事項を記載した申請 より会社法第二百三十八条第一項に規定する募
- 要しないこととする場合には、その旨 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを 募集新株予約権の内容及び数

- その算定方法 と引換えに払い込む金銭の額をいう。)又は 前号に規定する場合以外の場合には、募集 株予約権の払込金額(募集新株予約権一個
- 募集新株予約権を割り当てる日
- みの期日を定めるときは、その期日 募集新株予約権が新株予約権付社債に付さ 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込
- れたものである場合には、次に掲げる事項 権付社債の金額 新株予約権付社債の総額及び各新株予約
- び期限その他の発行条件新株予約権付社債の利率、 償還の方法及
- t 募集新株予約権を引き受ける者の募集の

の職務を行うべき社員の履歴書) 当該会計参与の沿革を記載した書面及びそ

- 八 募集新株予約権を引き受ける者の募集によ り取得する金額の使途
- 九 募集新株予約権を引き受ける者の募集の
- (株式の買取り等に関して責任をとるべき取

第三条 法第六条第七項の規定において準用する 分に規定する主務省令で定めるものは、次の各会社法第四百六十二条第一項各号列記以外の部 号に定める者とする。

- 二 会社法第百七十五条第一項の株主総会にお 職務を行った取締役及び執行役 株式の買取りによる金銭等の交付に関する
- 三 分配可能額(会社法第四百六十一条第二項 をした取締役及び執行役 及び監査委員会を含む。)又は会計監査人が の計算に関する報告を監査役(監査等委員会 請求したときは、当該請求に応じて報告をし に規定する分配可能額をいう。以下同じ。) いて株式の買取りに関する事項について説明

なろうとする場合の認可の申請等) (主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に た取締役及び執行役

第四条 法第八条第一項の取引又は行為により商 を添付して主務大臣に提出しなければならな うとするときは、認可申請書に次に掲げる書面 う。以下同じ。)の保有者(他人(仮設人を含 決権(法第八条第一項に規定する議決権をい に限る。)は、同項の規定による認可を受けよ む。)の名義をもって保有するものを含む。以 下同じ。)になろうとする者(法人である場合

- 社にあっては取締役及び執行役)の履歴書社にあっては取締役、指名委員会等設置会 の履歴書(会計参与が法人であるときは、 会計参与設置会社にあっては、会計参与 取締役及び監査役(監査等委員会設置会
- 数を記載した書面 の五を超える議決権を保有する者の氏名、 事業の内容)並びにその保有する議決権の 称、主たる事務所の所在地及び営んでいる 住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法 人その他の団体である場合には、その名 その総株主又は総出資者の議決権の百分
- 主総会の議事録又は取締役会の議事録(こ (これらに準ずる機関を含む。) の決議を要 号)(以下「令」という。)第三条各号に掲 ったことを証する書面を含む。) れらに準ずる機関において必要な手続があ するものである場合には、これに関する株 げる取引又は行為が株主総会又は取締役会 庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七 当該認可に係る株式会社商工組合中央金
- 業務の内容を記載した書面 主たる事務所の位置を記載した書面
- 本等変動計算書その他当該法人の最近におる。最終の貸借対照表、損益計算書、株主資 ける業務、財産及び損益の状況を知ること
- 体制を記載した書面 商工組合中央金庫の議決権の保有に係る

ができる書面

- の数及び当該認可後に取得又は保有しようその保有する商工組合中央金庫の議決権 とする商工組合中央金庫の議決権の数を記 載した書面
- ヲ その子会社等(子法人等(令第七条第一 称、主たる営業所又は事務所の位置及び業 法人等(令第七条第三項に規定する関連法 項に規定する子法人等をいう。) 及び関連 務の内容を記載した書面 人等をいう。)をいう。以下同じ。)の名

- に掲げる書面の一部がない場合は、当該書 人が外国の法人であること等の理由により次 当該法人に関する次に掲げる書面 法人の登記事項証明書 (当該法 三 当該認可後五事業年度におけるその保有す 及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金 接又は間接の原因とする収入又は支出の増加 ュ・フローの見込み及び当該見込みのネット る商工組合中央金庫の議決権に係るキャッシ た値をいう。第三項において同じ。)を記載 て現在価値として割り引いて得た値を合計し に係るそれぞれに対応する期間の金利を用い プレゼントバリュー(当該議決権の保有を直
- 計算の前提となる事項について当該事項の過 トレステスト(ネットプレゼントバリューの を記載した書面 ことをいう。第三項において同じ。)の結果 ゼントバリューとは異なる値を別途計算する の変化があったものとして、当該ネットプレ 去の一定期間の変化その他の合理的な範囲で 前号のネットプレゼントバリューに係るス
- 五 当該認可後に商工組合中央金庫との間に有 響を与える可能性がある場合にあっては、商該関係が商工組合中央金庫の業務の運営に影 等における関係及び当該関係に係る方針(当することを予定する人事、資金、技術、取引 を確保するための体制を含む。第三項にお 工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営
- 2 ばならない。 第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に うとするときは、認可申請書に前項第一号及び を除く。)は、同項の規定による認可を受けよ 合中央金庫の主要株主基準値以上の数の議決権 の保有者になろうとする者(前項に規定する者 六 その他法第八条第一項に規定する認可をす 掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなけ 法第八条第一項の取引又は行為により商工組 るため参考となるべき事項を記載した書
- 業又は職業を記載した書面 在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の 所
- 一 その保有する商工組合中央金庫の議決権の る商工組合中央金庫の議決権の数を記載した 数及び当該認可後に取得又は保有しようとす
- 三 当該者が総株主又は総出資者の議決権の 名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業 分の二十以上の数の議決権を保有する法人の 務の内容を記載した書面

の議決権を保有する会社その他の法人の設立を 次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しな る認可を受けようとするときは、認可申請書に しようとする者は、法第八条第一項の規定によ 商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の数 るため参考となるべき事項を記載した書面 ればならない その他法第八条第一項に規定する認可をす

う。) に関する次に掲げる書面 (当該設立法 法人(以下この項において「設立法人」とい一 当該認可を受けて設立される会社その他の に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面人が外国の法人であること等の理由により次 に相当する書面)

社にあっては取締役及び執行役)の履歴書 社にあっては取締役、指名委員会等設置会取締役及び監査役(監査等委員会設置会 の職務を行うべき社員の履歴書) 当該会計参与の沿革を記載した書面及びそ の履歴書(会計参与が法人であるときは、 会計参与設置会社にあっては、会計参与

(当該者が法人その他の団体である場合に者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業 る議決権の数を記載した書面 営んでいる事業の内容)並びにその保有す は、その名称、主たる事務所の所在地及び の五を超える議決権を保有することとなる その総株主又は総出資者の議決権の百分

必要な手続があったことを証する書面) は会社分割により設立される場合にあって 議事録(当該設立法人が株式移転、合併又 は、これに関する株主総会の議事録その他 である場合には、これに関する創立総会の当該設立が創立総会の決議を要するもの

主たる事務所の位置を記載した書面 業務の内容を記載した書面

財産の状況を知ることができる書面 体制を記載した書面 商工組合中央金庫の議決権の保有に係る 資本金の額その他の当該設立後における

とする商工組合中央金庫の議決権の数を記 載した書面 の数及び当該認可後に取得又は保有しよう その保有する商工組合中央金庫の議決権

事務所の位置及び業務の内容を記載した その子会社等の名称、主たる営業所又は

> プレゼントバリューを記載した書面 ュ・フローの見込み及び当該見込みのネット る商工組合中央金庫の議決権に係るキャッシ 当該設立後五事業年度におけるその保有す

トレステストの結果を記載した書面 前号のネットプレゼントバリューに係るス

五. 等における関係及び当該関係に係る方針 することを予定する人事、資金、技術、取引 当該設立後に商工組合中央金庫との間に有

事由は、次に掲げる事由とする。 令第三条第一号に規定する主務省令で定める るため参考となるべき事項を記載した書面 その他法第八条第一項に規定する認可をす

担保権の実行による株式の取得

割合の増加(商工組合中央金庫の議決権の保の総株主の議決権に占める保有する議決権のができない株式に係る議決権の取得によるそ の発生により取得するものに限る。) 有者になろうとする者の意思によらない事象 商工組合中央金庫の議決権を行使すること 代物弁済の受領による株式の取得

Ŧī. る議決権の割合の増加(商工組合中央金庫の とによるその総株主の議決権に占める保有す る場合を除く。) 議決権の保有者になろうとする者の請求によ 商工組合中央金庫が株式の転換を行ったこ 商工組合中央金庫が株式の併合若しくは分

六 商工組合中央金庫が定款の変更による株式 割又は株式無償割当てを行ったことによるそ 割合の増加 の総株主の議決権に占める保有する議決権の 2

ったことによるその総株主の議決権に占める る保有する議決権の割合の増加 更したことによるその総株主の議決権に占め に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変 商工組合中央金庫が自己の株式の取得を行

5 務省令で定める事由について準用する。 (特定主要株主に係る認可の申請) 前項の規定は、令第三条第二号に規定する主 保有する議決権の割合の増加

第五条 特定主要株主 (法第八条第二項に規定す 提出しなければならない。 申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に 規定による認可を受けようとするときは、認可 る特定主要株主をいう。)は、同項ただし書の

ヌまで及びヲ並びに同項第三号から第六号ま でに掲げる書面 第四条第一項第二号ハからホまで、トから

三 その保有する商工組合中央金庫の議決権の 数を記載した書面

要な事項) (商工組合中央金庫の議決権の保有に関する重

第六条 法第八条第三項第一号に規定する主務省 令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 規定する「議決権保有割合」をいう。)に関 する事項 議決権保有割合(法第八条第三項第一号に

取得資金に関する事項

保有の目的

(議決権保有に係る法人に準ずるもの)

第七条 法第十五条第一項第一号に規定する法人 定めがあるものとする。 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の に準ずるものとして主務省令で定めるものは、

第八条 法第十五条第一項第二号に規定する主務 省令で定める会社等は、次に掲げる会社等とす (議決権保有に係る密接な関係を有する会社等)

数を保有している場合における当該他の会 じ。) の総株主又は総出資者の議決権の過半 項第二号に規定する会社等をいう。以下同 当該会社等が他の会社等(法第十五条第一

二 他の会社等が当該会社等の総株主又は総出 資者の議決権の過半数を保有している場合に おける当該他の会社等

第九条 法第十五条第一項第六号に規定する主務 任組合員(以下「無限責任組合員」という。) を約するものによって成立する組合(以下「民 る組合契約で会社に対する投資事業を営むこと 律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定す されている会社等が保有する議決権は、 の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有 又は民法組合の組合員となり、業務の執行を委 責任組合員等(投資事業有限責任組合の無限責 法組合」という。) をいう。以下同じ。) の無限 任組合」という。)又は民法(明治二十九年法 投資事業有限責任組合(以下「投資事業有限責 成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する 省令で定める者は、投資事業有限責任組合等 の会社等が保有する議決権とみなす。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律(平 (議決権保有に係る特定会社等集団に準ずる者) 前項の場合において、他の会社等によってそ 当該他

> ところにより計算される数は、次の各号に掲げ る議決権の数の合計数とする。

二 当該無限責任組合員等に係る投資事業有限 て保有する株式に係る議決権 当該無限責任組合員等が自己の名義をもつ

合財産として取得し、又は保有する株式に係 する株式に係る議決権 当該無限責任組合員等に係る民法組合が

責任組合が組合財産として取得し、又は保有

(定款の変更の認可の申請)

る議決権

第十条 商工組合中央金庫は、法第十六条の規定 総会の議事録の写しを添えて、主務大臣に提出 由を記載した申請書に定款の変更に関する株主 るときは、変更しようとする事項及び変更の理 により定款の変更の決議の認可を受けようとす しなければならない。

第十一条 商工組合中央金庫は、法第十八条の規 若しくは選定しようとする監査委員の履歴書を とする監査等委員である取締役若しくは監査役 代表取締役若しくは代表執行役又は選任しよう 定により代表取締役若しくは代表執行役の選定 添えて、主務大臣に提出しなければならない。 株主総会の議事録の写し及び選定しようとする た申請書に選定又は選任に関する取締役会又は けようとするときは、次に掲げる事項を記載し 選任若しくは監査委員の選定の決議の認可を受 又は監査等委員である取締役若しくは監査役の (代表取締役等の選定等の決議の認可の申請) とする監査委員の氏名及び住所 る取締役若しくは監査役若しくは選定しよう 執行役又は選任しようとする監査等委員であ 選定しようとする代表取締役若しくは代表

二 前号に規定する者が商工組合中央金庫と利 害関係を有するときは、その明細

選定又は選任の理由

任された者をいう。)とし、主務省令で定める 2 書に解職又は解任に関する取締役会又は株主 り代表取締役若しくは代表執行役の解職又は監 しようとする監査委員の氏名及びその者を解職 委員である取締役若しくは監査役若しくは解職 とするときは、解職しようとする代表取締役若 しくは監査委員の解職の決議の認可を受けよう 査等委員である取締役若しくは監査役の解任若 し、又は解任しようとする理由を記載した申 しくは代表執行役又は解任しようとする監査等 商工組合中央金庫は、法第十八条の規定によ

なければならない。 会の議事録の写しを添えて、 主務大臣に提出し

ができない者) (心身の故障のため職務を適正に執行すること

第十一条の二 法第十九条第二項第一号に規定す ため職務を適正に執行するに当たって必要な認る主務省令で定める者は、精神の機能の障害の (取締役等の兼職の認可の申請) ない者とする。 判断及び意思疎通を適切に行うことができ

第十二条 商工組合中央金庫の常務に従事する取 ければならない 工組合中央金庫を経由して主務大臣に提出しな は、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、商 を営むことについて認可を受けようとするとき より、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業 ては、執行役)は、法第二十条第一項の規定に 締役(指名委員会等設置会社である場合にあっ

得て従事する他の職務又は営む事業の処理方一 商工組合中央金庫における常務及び報酬を 法を記載した書面

の職務又は営む事業との取引その他の関係を1 商工組合中央金庫と報酬を得て従事する他

終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、 務、財産及び損益の状況を知ることができる 主資本等変動計算書その他最近における業 に係る定款(これに準ずるものを含む。)、 報酬を得て従事する他の職務又は営む事業 最

(融資対象団体等とみなされる法人の認可の申

第十三条 商工組合中央金庫は、法第二十一条第 ればならない。 に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなけ 認可を受けようとするときは、認可申請書に次 対象団体等であるものに限る。)であることの 又は間接の構成員である事業者が主として融資 増進するため必要な事業を行う法人(その直接 興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を 二項の規定により、融資対象団体等の貿易の振

認可を受けようとする法人の事業の内容を

の構成員の構成を記載した書面 記載した書面 認可を受けようとする法人の直接又は間接

> 付け等の認可の申請) (融資対象団体等以外のものに対する資金の貸 その他参考となるべき事項を記載した書面

第十四条 商工組合中央金庫は、法第二十一条第 三項第二号の規定により、主として中小規模の 業を行う団体並びに主として中小規模の事業者 を添付して主務大臣に提出しなければならな うとするときは、認可申請書に次に掲げる書面 を構成員とする団体であることの認可を受けよ 接の構成員の健全な発達を図るために必要な事 事業者を構成員とする団体及びその直接又は間

理由書

(融資対象団体等と特殊の関係のある者) その他参考となるべき事項を記載した書面

第十五条 法第二十一条第三項第三号の主務省令 第三号に定める子会社とする。 で定める特殊の関係のある者は、会社法第二条

2

付け等の相手方とならない金融商品仲介業者等 (融資対象団体等以外のものに対する資金の貸

第十六条 法第二十一条第三項第七号の金融商品 (主務省令で定める方法により算定される欠損 価証券等仲介業務を行う者に限る。)とする。 融サービス仲介業者(同条第四項に規定する有 年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金 及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二 省令で定めるものは、金融商品取引法(昭和二 する金融商品仲介業者又は金融サービスの提供 十三年法律第二十五号)第二条第十二項に規定 仲介業者又は金融サービス仲介業者のうち主務

第十七条 法第四十四条第二項に規定する主務省 令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれ か高い額をもって欠損の額とする方法とする。

零から分配可能額を減じて得た額

2 第十八条 商工組合中央金庫の特別準備金の額 各号に掲げる場合に限り、 が減少するものとする。 府・財務省・経済産業省令第一号)附則第六条 商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣 規定により特別準備金の額を増加する場合に限 は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社 に定めるところのほか、法第四十四条第三項の 商工組合中央金庫の特別準備金の額は、次の 同項に定める額が増加するものとする。 当該各号に定める額

> 金の額を減少する場合 法第四十四条第一項の規定により特別準備 同項第一号の額に相

金を国庫に納付する場合 同条第二項第一号二 法第四十五条第一項の規定により特別準備 の額に相当する額

他資本剰余金の額の特例) (特別準備金の額が変動する場合におけるその

第十九条 の額は、 を増加する額として適切な額が増加するものと の額に相当する額のうちその他資本剰余金の額 金の額を減少する場合においては、同項第一号 十三号)第二十七条第一項の規定にかかわら ず、法第四十四条第一項の規定により特別準備 会社計算規則(平成十八年法務省令第 商工組合中央金庫のその他資本剰余金

別準備金の額を増加する場合においては、同項 かわらず、法第四十四条第三項の規定により特は、会社計算規則第二十七条第二項の規定にか 他利益剰余金の額の特例) 額として適切な額が減少するものとする。 の規定によりその他資本剰余金の額を減少する (特別準備金の額が変動する場合におけるその 商工組合中央金庫のその他資本剰余金の額

い場合 その旨

第二十条 商工組合中央金庫のその他利益剰余金 剰余金の額を増加する額として適切な額が増加 同項第一号の額に相当する額のうちその他利益 り特別準備金の額を減少する場合においては、 にかかわらず、法第四十四条第一項の規定によ の額は、会社計算規則第二十九条第一項の規定 するものとする。

2 別準備金の額を増加する場合においては、同項 かわらず、法第四十四条第三項の規定により特 は、会社計算規則第二十九条第二項の規定にか 額として適切な額が減少するものとする。 の規定によりその他利益剰余金の額を減少する る計算書類に関する事項) (特別準備金を減少する場合の主務省令で定め 商工組合中央金庫のその他利益剰余金の額

第二十一条 法第四十七条第二項において準用す る会社法第四百四十九条第二項第二号に規定す れか早い日における次の各号に掲げる場合の区 公告の日又は同項の規定による催告の日のいず る主務省令で定めるものは、同項の規定による 分に応じ、当該各号に定めるものとする。 旨につき商工組合中央金庫が法第五十二条第 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要

場合 次に掲げるもの 四項又は第五項の規定による公告をしている

の名称、日付及び当該公告が掲載されてい で公告をしているときは、当該日刊新聞紙 時事に関する事項を掲載する日刊新聞 電子公告により公告をしているときは、

会社法第九百十一条第三項第二十八号イに

条第三項第二十六号に掲げる事項 る措置をとっている場合 会社法第九百十一 組合中央金庫が法第五十二条第六項に規定す 最終事業年度に係る貸借対照表につき商工

三 商工組合中央金庫が会社法第四百四十条第 四項に規定する株式会社である場合におい 価証券報告書を提出している場合 その旨 条第一項の規定により最終事業年度に係る有 て、当該株式会社が金融商品取引法第二十四 商工組合中央金庫につき最終事業年度がな

五 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算 に係る貸借対照表の要旨の内容 規則第六編第二章の規定による最終事業年度

(特別準備金に係る報告義務)

告は、事業年度経過後三月以内に行わなければ第二十二条 法第四十八条第一項の規定による報 認可の申請) ならない。 (剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議

第二十三条 商工組合中央金庫は、法第四十九条 臣に提出しなければならない。 する株主総会の議事録の写しを添えて、主務大 配当その他の剰余金の処分の内訳を記載した申 ようとするときは、剰余金の総額及び剰余金の 分(損失の処理を除く。)の決議の認可を受け 請書に剰余金の配当その他の剰余金の処分に関 の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処

第二十四条 法第十一条第二項の立入検査をする 職員の身分を示す証明書は、 のとする。 (立入検査の証明書) 別紙様式によるも

第二十五条 商工組合中央金庫は、 ずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣に 届け出なければならない。 次の各号の

実行した場合(法第四条、 この法律の規定による認可を受けた事項を 第八条第 一項及び

項、第十条、第十二条第二項並びに第十三条

係るものを除き、業務の委託先にあって

商工組合中央金庫が委託する業務に係る

四十九条に係るものに限る。) 第二項ただし書、第十六条、第十八条、 条、第二十一条第二項及び第三項並びに第 第二

を超えた場合 式の数の合計が発行済株式の総数の二分の一 び会社法第百十五条に規定する議決権制限株 することができないこととなった株式の数及 法第六条第三項の規定により議決権を行使 2

三 法第六条第六項の規定による自己の株式を 取得しようとする場合

会計参与の就任又は退任があった場合 は、執行役)の就任又は退任があった場合 (指名委員会等設置会社である場合にあって 商工組合中央金庫、その子会社(法第二十 会計参与設置会社である場合にあっては 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役

項及び第三項、第八条第一項、第九条第一 六条第五項、第八項及び第九項、第七条第二 項、第五十九条から第六十一条まで、第六十 四項及び第六項、第五十四条、第五十七条第 第五十二条、第五十三条第一項、第二項、第 十二条、第五十一条第一項から第三項まで、項から第五項まで、第七項及び第八項、第四 五項まで、第七項及び第八項、第四十条第二 第三十五条第一項、第三十九条第一項から第 条、第三十一条第二項、第三十二条第一項、 項、第三十八条、第四十条並びに第四十五 項、第三十七条の六第一項、第三項及び第四 三十七条の三第一項、第三十七条の四第一 項、第三十四条の四第一項、第三十七条、第 及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三 品取引法第三十四条、第三十四条の二第三項 条、同条において読み替えて準用する金融商 第五項、第二十七条、第二十八条、第二十九第二十四条、第二十六条第一項、第二項及び 第二項及び第四項、第三条第三項及び第四 同じ。)において不祥事件(法第二条第一項、 第三項の代理又は媒介を行う者をいう。以下 庫等」という。)又は代理組合等(法第二条 の委託先(第六項において「商工組合中央金 三条第二項に規定する子会社をいう。)、業務 二条第一項、第六十四条、第六十五条、令第 項及び第二項、第五十八条第一項及び第二 第二十一条第四項、第二十三条第一項、 5 4 3

> 媒介をいう。)に係るものに限る。)が発生し たことを知った場合 ものに限り、代理組合等にあっては組合等代 (法第二条第三項の規定に基づく代理又は

は、次の各号のいずれかに該当する場合は、そ をいう。以下同じ。)又は主要株主であった者 の旨を主務大臣に届け出なければならない。 主要株主(法第十条に規定する「主要株主」 法第八条第一項の認可に係る主要株主にな

設立された場合 った場合又は当該認可に係る主要株主として

の場合を除く。) 数の議決権の保有者でなくなった場合(次号 商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の

の他の法人を設立する場合に限る。)又は新準値以上の数の議決権の保有者となる会社そ 設分割を無効とする判決が確定したときを含 該合併により商工組合中央金庫の主要株主基 解散した場合(設立、株式移転、合併 (当 7

兀 こととなった場合 議決権が一の株主により取得又は保有される その総株主の議決権の百分の五十を超える

五. 法第十四条の規定は、第二項第四号に規定す 所、主たる営業所若しくは事務所の設置、移、 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居 転若しくは廃止をした場合 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

る一の株主が取得し、又は保有することとなっ

た商工組合中央金庫又は主要株主の議決権につ

他参考となるべき事項を記載した書面を添付し出をしようとするときは、届出書に理由書その あった者は、第一項及び第二項の規定による届 商工組合中央金庫、主要株主又は主要株主で いて準用する。 て主務大臣に提出しなければならない。 半期

第一項第一号に該当するときの届出は、

6 ごとに一括して行うことができる。 うべき社員を含む。)、監査役若しくは従業員又 (会計参与が法人であるときは、その職務を行 組合中央金庫等の取締役、執行役、会計参与第一項第六号に規定する不祥事件とは、商工 あるときは、その職務を行うべき者を含む。) は代理組合等若しくはその役員(役員が法人で る行為を行ったことをいう。 若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当す

商工組合中央金庫の業務又は代理組合等の 合等代理の業務を遂行するに際しての詐 背任その他の犯罪行為

る法律(昭和三十二年法律第百三十六号)に号)又は預金等に係る不当契約の取締に関す 違反する行為 に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有 価物の一件当たりの金額が百万円以上の とを含む。 (盗難に遭うこと及び過不足を生じさせるこ

れに準ずるもので、発生地の監督当局に報告1 海外で発生した前三号に掲げる行為又はこ したもの

三十日以内に行わなければならない。 事件の発生を商工組合中央金庫が知った日から Ŧi. 第一項第六号に該当するときの届出は、不祥 為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの 営に支障を来す行為又はそのおそれがある行 合等の組合等代理の業務の健全かつ適切な運その他商工組合中央金庫の業務又は代理組

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十年 十月一日)から施行する。

第二条 株式会社商工組合中央金庫(以下「商工 て、 る事業計画(以下「事業計画」という。)の認四第一項前段の規定により危機対応業務に関す 組合中央金庫」という。)は、法附則第二条の た申請書に資金計画書及び収支予算書を添え 可を受けようとするときは、事業計画を記載し (危機対応業務に関する事業計画の認可の申請) 主務大臣に提出しなければならない。

2 商工組合中央金庫は、法附則第二条の四第一 予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該を申請するときに添付した資金計画書又は収支を申請するときに添付した資金計画書又は収支出しなければならない。この場合において、当出で変更の理由を記載した申請書を主務大臣に提び変更の理由を記載した申請書を主務大臣に提 項後段の規定により事業計画の変更の認可を受 書類を添えなければならない。 けようとするときは、変更しようとする事項及 2

第三条 法附則第二条の四第二項の主務省令で定 める事項は、次のとおりとする。 (危機対応業務の実施方針に関する事項等)

号に規定する被害の発生時における対応の 危機対応業務の実施方針に関する事項 方針に関する事項 株式会社日本政策金融公庫法第二条第四

U 号に規定する被害の発生に備えた取組に関 する事項 株式会社日本政策金融公庫法第二条第四

> 改善の取組等に関する事項及びこれを通じ た商工組合中央金庫の財政基盤の強化に関 する事項 危機対応業務に係る資金の貸付先の経営

る事項 その他危機対応業務の的確な実施に関す

二 他の事業者との適正な競争関係を確保する ために講じようとする措置に関する事項

保に配慮した業務運営の方針に関する事項- 他の事業者との間の適正な競争関係の確 ための取組に関する事項 商工組合中央金庫の業務運営に反映させる 一般の金融機関その他の事業者の意見を

係の確保に係る取組に関する事項 その他他の事業者との間の適正な競争関

(納付の手続)

対応準備金の額が計上されている場合における第四条 法附則第二条の六第一項に規定する危機 九第一項の規定により読み替えられた第四十四 四十四条第二項」とあるのは、「附則第二条 第十七条の規定の適用については、同条中「第 条第二項」とする。

(危機対応準備金の額)

対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限第五条 法附則第二条の六第一項に規定する危機 り、当該各号に定める額が増加するものとす

の規定により出資された額の全額 対応準備金の額を増加する場合 法附則第二条の六第三項の規定により危機 同条第二項

り危機対応準備金の額を増加する場合 替えられた同法第四十四条第三項の規定によ に定める額 法附則第二条の九第一項の規定により読み 同項

当該各号に定める額が減少するものとする。 準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、 法附則第二条の六第一項に規定する危機対応 法附則第二条の七の規定により危機対応準 同条第一号の額に

四十五条第二項第一号の額に相当する額 九第一項の規定により読み替えられた同法第備金を国庫に納付する場合 法附則第二条の 相当する額備金の額を減少する場合 法附則第二条の八の規定により危機対応準

第六条 法附則第二条の六第一項に規定する危機 その他資本剰余金の額の特例等) 対応準備金の額が計上されている場合における (危機対応準備金の額が変動する場合における

のは「第四十七条第二項及び法附則第二条の十 と、第二十一条中「第四十七条第二項」とある は「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」 四条第三項」と、「特別準備金の額」とあるの 第一項の規定により読み替えられた同法第四十 四十四条第三項」とあるのは「附則第二条の九 附則第二条の七第一号」と、同条第二項中「第 の七の規定により危機対応準備金の額」と、 とあるのは「特別準備金の額又は法附則第二条 額」と、第二十条第一項中「特別準備金の額」 るのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の 四十四条第三項」と、「特別準備金の額」とあ の九第一項の規定により読み替えられた同法第 は法附則第二条の七第一号」と、同条第二項中 と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又 第二条の七の規定により危機対応準備金の額」 の額」とあるのは「特別準備金の額又は法附則 第十九条、第二十条及び第二十一条の規定の適 「同項第一号」とあるのは「同項第一号又は法 「第四十四条第三項」とあるのは「附則第二条

の九第一項の規定により読み替えられた同法第 第二十二条の規定の適用については、同条中 対応準備金の額が計上されている場合における 「第四十八条第一項」とあるのは、「附則第二条

(平成二一年四月二〇日財務省

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律の 対する資金供給の円滑化を図るための株式会社 この省令は、中小企業者及び中堅事業者等に

成二十七年五月一日)から施行する。 会社法の一部を改正する法律の施行の日(平

経済産業省令第三号)

(平成二七年七月二二日財務省・

第七条 法附則第二条の六第一項に規定する危機 施行の日から施行する。 四十八条第一項」とする。 第二項」とする。 (危機対応準備金に係る報告義務) この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。 経済産業省令第二号) 附 則 (平成二一年六月一九日財務省· 経済産業省令第一号) 経済産業省令第四号) 経済産業省令第二号) (平成二七年四月三〇日財務省・ (平成二一年七月一〇日財務省・

この省令は、公布の日から施行する。 済産業省令第二号) 則 (令和元年六月二八日財務省・経

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)からこの省令は、不正競争防止法等の一部を改正

産業省令第一号) 則 (令和三年三月一日財務省・経済

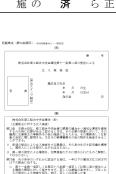
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施この省令は、会社法の一部を改正する法律の 行の日(令和三年三月一日)から施行する。

産業省令第二号) 則 (令和三年六月二日財務省・経済

関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 向上及び保護を図るための金融商品の販売等に (令和三年十一月一日) から施行する。 この省令は、金融サービスの利用者の利便の

済産業省令第一号) 則 (令和六年一月三一日財務省·経

の日(令和六年二月一日)から施行する。 する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行 この省令は、金融商品取引法等の一部を改正



別紙様式(第24条関係)